

## 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの車両落下事故に関する意見書

12月13日午後4時15分頃、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターがワイヤでつり下げ運搬中の車両を読谷村都屋漁港の沖合に落下させるという事故を起こした。

落下現場は漁港沖合で漁船や客船等が頻繁に航行する海域でもあり、また、周辺にはリゾート施設やグラウンド、公園など住宅地域もあることから一步間違えば人命を奪う大惨事となるところであり強い憤りを覚えるものである。

今回の車両落下について米海兵隊報道部は「ヘリが乱気流に遭い、乗員とヘリの安全確保のため、荷物を投下しなければならなかった」と説明しているが、落下現場は漁船等が頻繁に航行する海域で漁民等に被害が及んだ可能性もあることから、周辺住民は恐怖に脅え、不安な生活を強いられている。

米軍基地普天間飛行場を抱える本市においては、平成16年8月の沖縄国際大学構内への米軍大型ヘリの墜落炎上事故など、これまでも米軍航空機事故の都度、米軍や関係機関に再三にわたり嚴重に抗議するとともに、再発防止等を強く求めてきた。それにもかかわらず、またしてもこのような米軍大型ヘリからの車両落下によって、地域住民を大きな恐怖に巻き込む事故が発生したことは、断じて容認できるものではない。

よって本市議会は、市民、県民の尊い生命と財産を守る立場から、今回の米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの車両落下事故に対し、嚴重に抗議するとともに下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

1. 米軍車両等の宙づり訓練・運搬の即時中止を求める。
2. 早急な原因究明と海域汚染による被害の実態調査を行い公表すること。
3. すべての米軍航空機の安全管理・点検を徹底して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月21日

沖縄県宜野湾市議会

あて先： 内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
防衛施設庁長官、外務省沖縄担当大使、那覇防衛施設局長、